

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果(2022年1月改訂)
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ACOBA
所 在 地	千葉県我孫子市本町3丁目4番17号
評価実施期間	2022年8月1日～2022年11月17日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称	白井市立南山保育園		
(フリガナ)	シロイシリツミナミヤマホイクエン		
所 在 地	〒270-1423 千葉県白井市南山1-7-1		
交通手段	北総鉄道 白井駅下車徒歩13分		
電 話	047-491-1413	FAX	047-491-1419
ホームページ	https://www.city.shiroi.chiba.jp/kyouiku/kosodate/k08/1425035960811.html		
経営法人	白井市		
開設年月日	昭和56年4月1日		
併設しているサービス	一時保育事業(くれよん) 子育て支援センター(ふれんど)		

(2) サービス内容

対象地域	白井市及び近隣市町村								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	16	26	28	34	34	34	172		
敷地面積	3800.71㎡			保育面積		978.15㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	視診チェック(登園時・日中)、健康カード(毎日記入)、身体計測・衛生チェック(月1回)								
食事	自園にて調理、アレルギー食提供								
利用時間	平日7:00~19:00 土曜日7:00~17:00								
休 日	日曜日 祝日 12月29日~1月3日								
地域との交流									
保護者会活動	運動会 夏の遊び クリスマス 卒園式のプレゼント								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		33	32	65
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	保育士：10
	31	1	1	子育て支援員：11
	保健師	調理師	その他専門職員	保育補助員：1
	0	6	0	合計22
	時間外保育士	事務補助員	用務員	
	22	1	1	
	園長	副園長		
1	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	保育課にて受付	
申請窓口開設時間	平日 8:30~17:15	
申請時注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の調整を各世帯の状況に応じて点数化している為、先着順ではない。 ・申請書類に不備がある場合点数が低くなる場合がある。 ・入所日から2週間程度ならし保育を行う。 	
サービス決定までの時間	最低1か月程度要する	
入所相談	電話、保育課窓口にて随時受付（8:30~17:15）	
利用代金	各世帯の市民税所得割引にて保育料を算定（最低8,700円~最高67,700円）	
食事代金	主食費400円 副食費5,200円（3歳児クラス以上対象）	
苦情対応	窓口設置	あり（責任者：園長 受付：副園長）
	第三者委員の設置	あり（高尾公矢 薄井哲子）

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>【保育理念】 子ども一人ひとり育ちを保護者とともに支援し地域に信頼される保育園を目指す</p> <p>【保育方針】 子どもたちが安定して生活できるよう環境を整え心身の発達を図るとともに豊かな人間性を育成する</p>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・創立は昭和56年となりますが平成21年4月に園舎を移転しぬくもりいっぱいの新園舎が竣工しました。園庭には固定遊具の他、ミニ畑があります。 ・保育園周辺には公園も多く園外遊びも積極的に取り入れています。 ・一時預かり保育や子育て支援センターの利用者も多く地域に密接した保育園です。 ・自園式手作り給食、おやつを提供有り。
利用（希望）者 へのPR	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で様々な経験を重ね、子どもたち一人ひとりが可能性を發揮し心身共に健やかな成長となる保育を行っております。保育園が地域の子育て支援の核として活躍していく取り組みを行い、未来ある子どもや保護者も安心して生活できる笑顔あふれる保育園を目指します。 ・職員は若手から経験年数豊かな職員までおり保育士、栄養士、看護師など専門職を含め全職員でチームワークをもって保育に取り組んでおります。 ・コロナ禍により看護師による手洗い、うがいや感染症、歯磨きに関する話など、様々な保健指導を行っています。 ・南山保育園全体的な計画に基づいて0歳児から5歳児まで子どもの成長発達を見通し連続性のある保育を展開しています。 ・食育計画に基づき食に関わる体験（食育活動）に力を入れています。様々な取り組みをする中で食への興味関心を深められるよう栄養士、調理員と直接関わりをもてるようにしています。 ・全クラス空調が備え付けられており施設内はバリアフリーになっています。（3歳未満児クラスは床暖房）また駐車場が併設されており快適な環境のもと生活しています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 自然環境に恵まれ、施設が充実している

白井駅から徒歩15分の距離にあり、自然環境に恵まれている。昭和56年に開設され、平成21年に遊歩道をはさんだ地に新園舎が移転、完成し現在に至っている。園は広大な小学校の敷地内の一部に建設されたもので、小学校の隣には中学校、幼稚園もある文教地区となっている。周辺にはいくつもの公園があるが、車の通らない遊歩道を通っていけるため園外遊びにも積極的に利用されている。緑道は地域の人々も散歩しており、園児と地域との交流の場にもなっている。園舎は大きな窓がいくつもあり明るい。床は木製で、一階は床暖房が施され、園児の部屋の一部には畳が敷かれており温かみのある施設となっている。園児が出入りする部屋の扉には職員の手作りの安全対策の工夫が施されている。園庭には固定遊具の他、小さな畑もあり、二階のデッキでも野菜を栽培し、収穫した野菜は給食に利用されている。また子育て支援センターや一時保育も併設されており、利用者が絶えない。施設の脇には広い駐車場が用意され、園児の送迎には便利である。

2. 市と連携し職員全員で保育の充実を目指している

保育の質の向上を目指し、白井市の定める「第5次総合計画」、しろい子どもプラン、人材育成基本方針などを基に、保育園の全体計画を策定し、年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を作成し、園長、副園長を中心にきめ細かく日々の活動を充実させている。また福利厚生を充実させ働きやすい職場を実現し職員の定着を図っている。園外研修としては千葉県保育協議会等の研修への参加や園内研修としては年度ごとのテーマに沿って8グループに分かれて年7回実施している。

3. 保護者への情報提供に努めている

3歳未満児組は毎日、個人連絡帳を作成し、その日の様子を保護者に知らせ子どもの成長ぶりを共有している。3歳以上児組については毎日、玄関の学年用のホワイトボードに保育の内容や、子どもたちの成長や日々の様子を発信している。保護者の送迎時や職員の早番遅番勤務の時は保護者とコミュニケーションを可能な限り取っている。保育中の体調不良やケガなどについては看護師による対応もあり、担任からの連絡や迎えの時に状況説明を行っている。毎月、園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりなどの情報を提供している。注意喚起のためにタイトルを本文の倍以上の大きさにするなどの工夫もされている。感染予防のためこれまでクラス懇談会、保育参加は実施出来ていなかったが、令和4年からは全学年再開にこぎ着けた。園内には保護者が落ち着いて話の出来る相談室があり、これまでも個人面談は適宜行ってきた。苦情等に対しては説明責任を果たすべく早急に対応し、記録を残し、再発防止に努めている。

4. 地域の子育ての中核としての存在感

当園は子育て支援センター(ふれんど)、一時保育(くれよん)を併設しており、地域の子育て支援の中核と位置づけられている。子育て支援センターは子育て相談、憩いの場の提供、園庭開放、公園訪問など親子で参加されることが多い。一時保育は常に定員が満たされ、そのニーズの高さが伺える。また地域交流として職業体験やボランティアを受け入れている。災害時には福祉避難所として妊婦や子どもの災害弱者の受け入れ先でもある。千葉ニュータウンに位置し核家族などの多い地域の中で多面的な子育て支援や地域活動のよりどころとして当園の果たす役割と地域の期待は大きいといえる。

5. 素晴らしい食育の実践

当園の大きな特色の一つに玄関にガラス張りの調理室があり、調理の様子を見ることができることである。子どもたちは調理担当の職員とふれあいながら自然に食事の楽しさを味わっている。また食育計画表には子どもたちが世話をしている野菜の栽培計画が盛り込まれ、園庭の中にも2階のベランダにも野菜が育ち、食材やおやつ材料となっている。玄関に食べ物パネルがあり、年長組の子どもは毎日食材を栄養分類することで食事と体の関係との大切さを学んでいる。食物アレルギーのある子どもには別に調理する等適正に対応されている、午後のおやつも手作りの軽食と長時間保育の子どもにも対応した食育にかける意気込みが感じられる。

さらに取り組みが望まれるところ

1, 職員間の対応力の均質化への取り組み

今回実施した保護者アンケートの職員の対応についての質問に対し、全体としては高い評価を得ているが、職員によっては相談しづらい等、対応の差が大きい主旨のコメントも多く上がっている。会計年度任用職員を含め、これまで以上に面接や会議、研修等を通じて全職員の対応力レベル合わせを検討いただきたい。採用条件や勤務時間の異なる職員の情報共有を図るため、園長による月2回の朝夕礼、年1回時間外職員の反省会、園長と時間外職員のリーダー2名との会議を年1回実施しているが、これまで以上に時間外職員の園外研修を進めたり情報共有の機会を増やしていくことを期待する。また個々の保護者から出される保育の課題についても一層の傾聴を心がけていくことを期待したい。

2, 配慮の必要な子どもを持つ保護者への対応

園長を中心に職員全員が保育の充実に取り組んでおり、保護者からも大いに感謝されているが、それでも様々な状況を抱える子どもや保護者には個々の課題があることがアンケートからも読みとれる。それ等に対する働きかけにもこれまで以上に注力していただきたい。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

改めて、保育の質や利用者満足の上昇にむけて課題を認識する為、第三者評価を受審しました。早速、評価結果を真摯に受けとめ、職員間で話し合いを行い、改善されるべきことは、即改善しています。様々な資料、施設訪問での聞き取りや見学等、丁寧に細かく見てくださったことがコメントでの内容で伝わり、自分たちでは気づけなかったことを知ることができました。改めて見直しをしていくと至らない部分に気づかされた反面、自分たちの取り組みに自信をもって良い部分も見えてきました。日々の忙しさに紛れることなく、今回の結果において良い評価を頂いたところは継続し、改善が求められる点は職員と共に取り組み、安心安全を実現する為に職員間の資質向上に努めていきたいと思っております。これからも保護者が安心して預けられ、子どもたちが健やかに成長し地域に愛され求められる保育園を目指していきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6		
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5		
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3		
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4		
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
環境及び衛生管理は適切に行われている。	3						
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4			
6 地域	地域子育て支援	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5				
計				136	0		

保育所等 項目別評価コメント(2022年1月改訂版)

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 保育理念と基本方針・保育目標を市のホームページや入園のしおりなどに掲載し、事務室内に掲示している。入園時には入園のしおりをもとに、保育理念、保育方針、保育目標の説明をして園の目指す方向の理解を求めている。新年度説明会資料にも理念、方針、目標を掲載し全保護者・全職員にも示している。保育士求人サイトにも理念、方針、目標を掲載している。	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 理念・方針・目標は職員が出入りする事務室に大きく記載して掲示している。年度初めの職員会議では理念・方針・目標の読み合わせを行い内容や考え方の共有化を図っている。全家庭配布の「新年度説明会資料」にも理念・方針・目標は記載し、全職員にも周知・理解を求めている。指導計画立案時には、理念・方針・目標を踏まえて、園長、副園長、クラス内で話し合い、決定している。さらにクラスでは毎日振り返りを行い、月や期ごとに実行面の反省をしている。	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 入園面接時に「入園のしおり」「重要事項説明書」を配布し、理念・方針・目標を説明している。毎日、3歳未満児組には個人連絡帳を通して、3歳以上児組には学年のホワイトボードを通して理念や方針に基づいた保育内容や子供たちの様子等について発信している。同様に「園だより」「クラスだより」においてもその月の様子や成長したこと及び翌月の保育内容や課題を発信している。	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 白井市「第5次総合計画」、「第2次地域福祉計画」、「しろい子どもプラン」、「第3次しろい健康プラン」、に基づき、保育園の全体計画を作成している。さらに理念・基本方針をもとに年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を園長、副園長、クラスの話し合いにより職員参加によって策定している。	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 各種の職員会議として、正規職員と任期付職員による情報交換会議、未満児会議、以上児会議、未満児以上児リーダー会議、主任会議、一時保育会議、給食会議が開かれている。これらの会議内容はすべて書面化され、全職員に回覧し周知されている。また、毎月市役所保育課長及び職員も加わり、市立3園の園長会議も行われている。各事業計画後には、反省会を行い次年度の計画に生かすようにしている。	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 年度初めに正規職員、任期付職員に対し、職務の優先順位、目標、特記事項、自己評価前後期などを書き込む「個人別職務内容票」を配布作成している。白井市作成の「評価基準票」も配布し、年3回の園長との個人面接で職員の意見や要望を聞いたり、公平な評価に結びつけている。また全国保育士会研修会への参加、主任保育士研修、時間外職員に対する園長の月2回朝夕礼などを実施して、職員全員が保育理念の実現に向けて活動できるよう環境整備を行っている。	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 「全国保育士会倫理綱領」を事務室に掲示し、各職員の自己評価にも添付し周知徹底を図っている。また、白井市の個人情報保護条例などのガイドラインや接遇マニュアルも整備され、園内研修にも活用している。実習生やボランティアにはオリエンテーションで周知している。パソコン、SNSデータ、スマートフォン、書類、メモ(記録)、写真業者による販売前の情報確認等の情報確認についても全職員(含実習生)に周知している。	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 職員の人事評価は白井市の定める「職員人事評価要綱」「職員人事評価規則」「職員人事評価実施規程」に沿って行っている。正規職員に対しては地方公務員法にない、園長による人事評価を年2回実施。他に、職員に対しては評価の基準となる職務内容の進捗状況や達成に向けた課題について、個人別職務内容票作成時、中間評価時、年間評価時と園長が年3回面接を行っている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 正規職員、任期付職員については、勤務管理システムが導入され、状況把握が容易となり、休暇取得を奨励している。常勤職員には年間1日単位で必ず5日以上取得するよう呼びかけている。ホワイトボードに1か月の予定を掲示し、職員体制の視覚化を可能にし、休暇が取得しやすいようにしている。白井市の定める福利厚生制度は充実しており働きやすい環境整備がなされている。新たな人員配置や加配、人員不足等は市への報告・協議を行っている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 令和2年に改訂された白井市人材育成基本方針に基づき、正規職員に対しては新人採用職員研修、初級研修、中級研修、上級研修、主任保育士研修等を行っている。正規職員の研修だけでなく園外研修への参加推奨や園内研修として年度ごとのテーマを決めて8グループに分かれて年7回実施している。新しく加わった職員についてはベテラン職員と同じクラス担当としたり、各マニュアルの活用の仕方について伝えるなどサポート体制を整えている。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト～子どもを尊重する保育のために～」を全職員対象に行い、令和4年度の園内研修でも同様の内容を用いて行った。「視診チェック表」を基に、子どもの体調やケガ等について、口頭または連絡帳等で確認をしている。また子どものつぶやきも記録している。千葉県子ども虐待マニュアルを全職員に回覧している。同園内の一時保育室や子育て支援センターとも連携し情報共有、問題解決に努めている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 白井市個人情報保護条例によって個人情報に関する規定が公表されている。入園の際には保護者に「入園のしおり」「重要事項説明書」に記載された個人情報の取り扱いについて説明し、同意を得ている。市のホームページにて「個人情報保護制度」によりサービス提供記録を開示することが明示されている。ボランティア、実習生にもオリエンテーション時に、説明の上、書面で確認している。個人情報に記載された書類は施錠された書庫に保管し、保管期間満了時に市で廃棄している。		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 保護者の意見・要望を聞く機会としては、父母の会(保護者自身の会)や卒園対策委員会があり、保護者の意見を収集し園に提案する機会がある。コロナ禍で中止となっていた保育参加においては再開できるようになった。相談や情報共有のための個人面談や、送迎の際に可能な限り保護者と会うことを心がけており対応している。相談記録や連絡帳の特段の内容については必要に応じて記録を残している。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 入園時に配布する「重要事項説明書」に要望、苦情等に関する相談窓口および担当者を明記し、市の社会福祉課苦情相談員の担当者も併記されている。市の苦情対応マニュアルも整備している。相談、苦情等に関する記録は、白井市福祉施設の苦情解決に関する要綱に基づいて記載し、市へ提出の上、苦情相談連絡会議において検証が行われる。当園玄関には苦情・意見の受付先が掲示されているが、保護者へのアンケート結果からは苦情等の窓口の職員について知っている割合は4割弱となっている。機会を捉えて周知を図ることを期待する。		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 年度初めに正規職員、任期付き職員はそれぞれ「個人別職務内容票」を作成し、課題や目標を設定し、中間、期末に自己評価を行い、園長との面接の際活用し、保育の質の向上を図っている。指導計画を作成し、日々の保育の振り返りから評価、反省を行っている。改善点や引き継ぎ事項は年度末に話し合いを持ち、次年度に生かすPDCAサイクルとして取り組んでいる。		
16	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 各種マニュアルはクラスごとに設置し、いつでも確認できるようにしている。職員毎にも白井市接遇マニュアルを配布し、サービスを提供する上で意識をもって接するように努めている。感染症対策など必要に応じて新規のマニュアルを作成し、既存のものについては年度末で見直し、年度途中においても随時見直している。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 当園は利用に関する問い合わせや見学の希望者が多い。電話での問い合わせに関しては丁寧に説明することを心がけ、予約で希望日を調整し、コロナ禍で保護者1名に限って園内を直接見ていただきながら質問・疑問に答えている。特に質問の多い準備するもの、駐車場、延長保育の費用等はわかりやすく説明している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入所が内定した際には保護者1家庭ずつ面談し、重要事項説明書、入園のしおりに沿って説明している。入園のしおりは内容が多岐にわたるため準備品などの見本を用意したうえで理解しやすいよう心がけている。特に園の方針、目標を説明し、保護者からは入所児の生育や発達状況、子育て中の心配事、保育園への意向を聞き取り、クラス担当者に引き継いでいる。		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 年度末には各クラスの様子を踏まえて担当者で話し合い、クラスの意見を次年度の全体的な計画に反映できるよう全体会議を持ち作成されている。年度初めには園長から保育理念・方針・目標について確認の機会があり、職員全員が目にするよう事務所の壁に掲示して確認している。作成された方針・目標を基に各クラスでは園児の年齢、状況に合わせた指導計画案を作成している。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 各クラスの年間・月間・週間指導計画は全体的な計画を基に作成されており、常にクラス全体の職員で周知し、随時自己評価、反省、振り返りを行いPDCAサイクルで実施されている。3歳未満児や特別な配慮が必要な子どもに関する計画は保護者との面談、連絡帳で保護者の意向を聞き取り、ひとり一人の成長に沿った計画となるよう隔月で作成している。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 特に3歳以上児では自由に遊ぶ時間を大切に、年齢に合わせた好きな玩具を選んで遊んでいる。ハサミや粘土、のり、クレヨンなどでの工作や図画も好きな時に自分で選んでいる。戸外での遊びも活発で園庭では年齢ごとに時間を区切って思う存分遊べるように配慮されている。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 当園の周辺は学校や幼稚園、障がい者施設が隣接する文教地区で、周囲にたくさんの公園がある恵まれた地域である。園庭や2階テラスには畑があり、子どもたちの世話でオクラやサツマイモがが育っている。子どもたちは自分たちで行きたい公園を選んで出かけることもあり、車道を通らないで地域の住民と交流しながら散歩ができる恵まれた環境で過ごせている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子どもたちは年齢に応じ、順番を守る等の社会的ルールの基本を学んでいる。野菜の水やりや観察を行い、年長児は玄関にある給食素材を栄養別に分類するパネル貼りを行っている。子どもたちは成長過程の上でけんかやトラブルを通して成長し、職員は適切に助言して見守っている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 支援を必要とする子どもの保護者とは園での子どもの様子や保護者の不安に伝えられるよう随時面談し、常に連携し、気づきと意向をとらえている。支援を必要とする子どもの保育計画は隔月ごとに作成している。支援を必要とする子どもには保育者が付き、友達との生活、活動を見守っている。必要がある場合は保護者の同意を得て、市の健康課や子ども発達センター等との情報交換、連携を図っている。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 時間外職員は全てクラス担当制をとり、時間外に送迎する保護者との連絡を密にしている。日中担当との引継ぎには日々の記録を口頭と書面で行っている。核家族にとっては時間外職員の家庭的な雰囲気癒しになっているが、一部にはクラス担当と話がしたいという希望が出ている。朝7:00～30分と夕方18:30～30分は年齢の異なる子どもと一緒に過ごしている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 各家庭年1回の保育参加と面談の時間を設けている。面談希望者には保育参加以外にも個人面談を行っている。面談内容や保護者の希望は園長・副園長・他のクラス担当者に報告されている。今年度はクラス懇談会を行うことができた。保育所児童保育要録を小学校に送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 毎月、「ほけんだより」が発行され季節に合わせた健康情報や感染情報が発信されている。看護師はひとり一人の健康カードを作成し、月1回の身体計測、年2回の内科検診、年1回の歯科検診を実施し、保護者に配布し伝えている。乳児担当職員は5～10分ごとに呼吸を確認しSIDS予防に努め、乳児の保護者にも仰向けで睡眠することを勧めている。不適切な養育の兆候がある子どもの送迎時の様子やお体チェックにより必要な場合は写真を撮って記録に残している。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 看護師は毎朝、各クラスを巡回し、一人一人の健康状態を把握している。保育中の体調不良や障害が生じた場合は看護師が対応し、保護者に連絡をするとともに必要な場合は嘱託医やかかりつけ医と連携をとっている。必要場合は市内の病児保育の情報を提供している。感染症が出た場合には園のSNS(マチコミメール)や各クラスの掲示を使って保護者に周知し、情報提供を呼び掛けている。昼食の配膳時には食中毒防止対策に留意し、気温によりワゴンを置く場所にも気を付けている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育年間計画を作成し、子どもたちが世話をしている野菜の栽培計画も盛り込まれている。当園の特色の一つは玄関から見えるようなガラス張りの調理室であり、子どもたちと調理担当の職員との距離は近い。栄養士は常に食事中に各クラスを巡回し、子どもたちの食事状況を観察して交流している。玄関には食事パネルがあり、年長組が毎日の食物の栄養分類をして自然に体に良い食べ物の知識を身につけている。昼食サンプルは玄関に置かれ、保護者にも関心が高い。子どもたちが育てた野菜を昼食や子ども自らのクッキングで利用することも楽しい経験となっている。午後のおやつは手作りの軽食といった内容である。毎月の給食日より「子どもに伝えたい食事の大切さ」がしっかりと伝えられている。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 園内は明るく、清掃が行き届き心地がよい。各保育室は冷暖房が完備され、乳児室は床暖房があり快適な空間が提供されている。ガラス張りの為2階のクラスは遮光ネットを張って日差しを遮る工夫がされている。使用した玩具は都度消毒し、職員は常に手洗い、手指消毒を心がけ、保護者にも玄関でのアルコール消毒の協力を呼び掛けている。WBG指数測定器を設置し、戸外活動時の安全に役立っている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 定期的に備品の点検を行い、遊具は毎朝実施している。防犯カメラの設置、鍵の施錠、保護者送迎時には送迎者カードを携帯してもらっている。保育中に起きたヒヤリハットの報告は毎日報告され、保育の振り返りと事故防止となっている。事故が発生した場合は看護師が対応し、必要があれば受診に繋げて、保護者に詳細に報告し納得いただいている。園外保育に出かける時には所定の散歩届の書類に記入し提出している。人数確認は常に行い、出席簿、登降園簿を活用して複数の職員でダブルチェックを実施している。関係機関、保護者名簿を事務室ですぐ取り出せるような万々に備えての工夫は完備されている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 地震・火災・台風・竜巻・不審者に対応した避難訓練計画書を作成し月に1、2回の訓練を繰り返し実施している。訓練後には常に振り返りを記録し、安全対策を強化している。保護者や職員への連絡にはSNS(マチコミメール)を利用し、災害時に迎える可能性のある親族等を記入した引き渡し表を作成している。園児名簿と共にアレルギーの有無を記入したアレルギー表を用意し保管している。当園は地域における福祉避難所となっている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 当園は子育て支援センター(ふれんど)、一時保育(くれよん)を併設しており地域の子育ての中核として位置づけられている。子育て支援センターでは子育て相談、憩いの場の提供、園庭開放、公園訪問などを行い親子で参加されることが多い。一時保育は常に定員が埋まっており、ニーズが高い事業となっている。地域交流として職場体験やボランティアを受け入れている。千葉ニュータウンに位置し核家族が多い地域で多面的な子育て支援の拠り所としての当園の役割と住民の期待は大きいものがある。		